

事業概要説明書

事業名	重度要介護高齢者手当支給事業の見直し					
担当部署	保健福祉局 福祉部 高齢福祉課					
事業開始年度	平成13年度 (昭和47年度頃から「ねたきり老人等手当支給事業」等として実施されてきたもの)					
根拠法令等	さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他()					
事業概要	<p>1 制度の目的 身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障のある高齢者及び重度の認知症の高齢者に重度要介護高齢者手当を支給することにより、これら高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。</p> <p>2 支給対象 市内に居住する65歳以上のさいたま市介護保険の被保険者で、市民税が本人非課税である要介護3以上の高齢者です。ただし、介護保険料を滞納していたり、介護保険施設などに入所していると、手当の支給を受けることはできません。</p> <p>3 手当の額 月額1万円</p> <p>4 制度の経緯 本制度の前身は、昭和40年代から全国で実施されていた「ねたきり老人等手当支給事業」であり、当時は、主に都道府県の事業として実施されていました。 これは、当時、主に「施設への入所措置」という方法で高齢者の介護に対応していた状況において、ベッド数に限りがあり、「入所」の措置ができない在宅の寝たきり高齢者等に対し経済的な支援をすることが目的でした。 その後、介護保険制度の開始に伴い、介護度が重い要介護3以上の方を対象とするよう見直しが行われました。</p>					
事業費		単位	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(予算)	
	事業費	千円	399,320	606,950	622,470	
	概算人件費	千円	90,442	90,442	90,442	
	総計	千円	489,762	697,392	712,912	
	財源内訳	国・県支出金	千円	0	0	0
		市債	千円	0	0	0
その他特定財源		千円	0	0	0	
一般財源		千円	489,762	697,392	712,912	
成果	成果指標	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	① 実受給者数	人	6,213	6,173	-	
	(指標説明)	手当の支給を受けた実人数です。				
	② 延べ受給者数	人	39,931	60,695	62,247	
(指標説明)	手当の支給をした回数を延べ受給者数とします。(平成27年度は見込み)					

事業概要説明書

費用対効果	<p>1 在宅介護を受けている重度要介護高齢者の経済的負担の軽減効果 支給された手当の用途は限定されていませんが、手当の受給者は、通常、介護保険制度の各種在宅介護サービス等を利用しており、それらのサービスの自己負担分(原則1割)の一部に充てられ、その負担を軽減していると考えられます。</p> <p><参考> 自己負担額(月額) 平成25年度</p> <table border="1" data-bbox="325 577 887 730"> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>利用限度額まで利用した場合</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td> <td>26,931円</td> <td>15,397円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>30,806円</td> <td>18,588円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>36,065円</td> <td>22,960円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 在宅サービスへの誘導による介護給付費の抑制効果 施設サービスには、在宅サービスよりも多額の費用がかかることから、手当の給付を受けることにより在宅介護を継続することができれば、介護給付費の抑制効果があると考えられます。</p> <p><参考> 介護保険給付費の比較(平成25年度介護給付費(要介護3～5)の1人当たり平均月額) 在宅サービス(居宅介護サービス+地域密着型サービス)受給者 173,717円 施設サービス受給者 269,777円</p>	要介護状態区分	利用限度額まで利用した場合	平均	要介護3	26,931円	15,397円	要介護4	30,806円	18,588円	要介護5	36,065円	22,960円
要介護状態区分	利用限度額まで利用した場合	平均											
要介護3	26,931円	15,397円											
要介護4	30,806円	18,588円											
要介護5	36,065円	22,960円											
現状の課題等	<p>一般に75歳以上の後期高齢者では要支援、要介護認定率が高まる傾向にあり、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年(平成37年)に向け、医療や介護のニーズが大幅に増加することが予想されます。 重度要介護高齢者手当支給事業を現行制度の下で継続した場合、支給対象者の増加により、大きな財政負担となることが予想されます。</p>												
他市の状況等	<p>現在、政令指定都市では本市及び新潟市以外では実施していません。</p> <p>《参考》新潟市 介護サービス利用支援給付 対象者 市内に住所を有し、要介護3以上かつ保険料段階区分第3段階以下をみたす65歳以上の高齢者と同居し、介護している方。ただし、高齢者が月20日以上在宅の場合に支給します。 支給額 月額 8,000円</p> <p>また、埼玉県内では、40市中、本市を含めて31市が同様に事業を実施中です。ただし、支給額については、月額5,000円としている自治体が15市で最も多くなっています。</p> <p>《参考》埼玉県内の人口20万以上の都市で実施している自治体 川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市</p>												

◎論点(審議のポイント)

- 事業の目的・趣旨について
- 重度要介護高齢者のニーズ把握について
- これからの時代の「行政が担う福祉施策の展開」について

重度要介護高齢者手当支給事業



さいたま市 保健福祉局 高齢福祉課

1

事業の概要

・制度の目的

身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障のある高齢者及び重度の認知症の高齢者に重度要介護高齢者手当を支給することにより、これら高齢者の福祉の増進を図ること。

・支給対象

市内の65歳以上の介護保険被保険者で市民税が本人非課税である要介護3以上の高齢者

・手当の額 月額1万円

・平成26年度受給者数 6, 173人

・平成26年度支給総額 6億695万円



2

制度の経緯

- 1 昭和40年代から全国で実施されていた「ねたきり老人等手当」が制度の前身です。
- 2 当時の目的は、施設入所の措置ができない方への経済的支援
- 3 介護保険制度の開始に伴い、介護度が重い要介護3以上の方を対象とする。

3

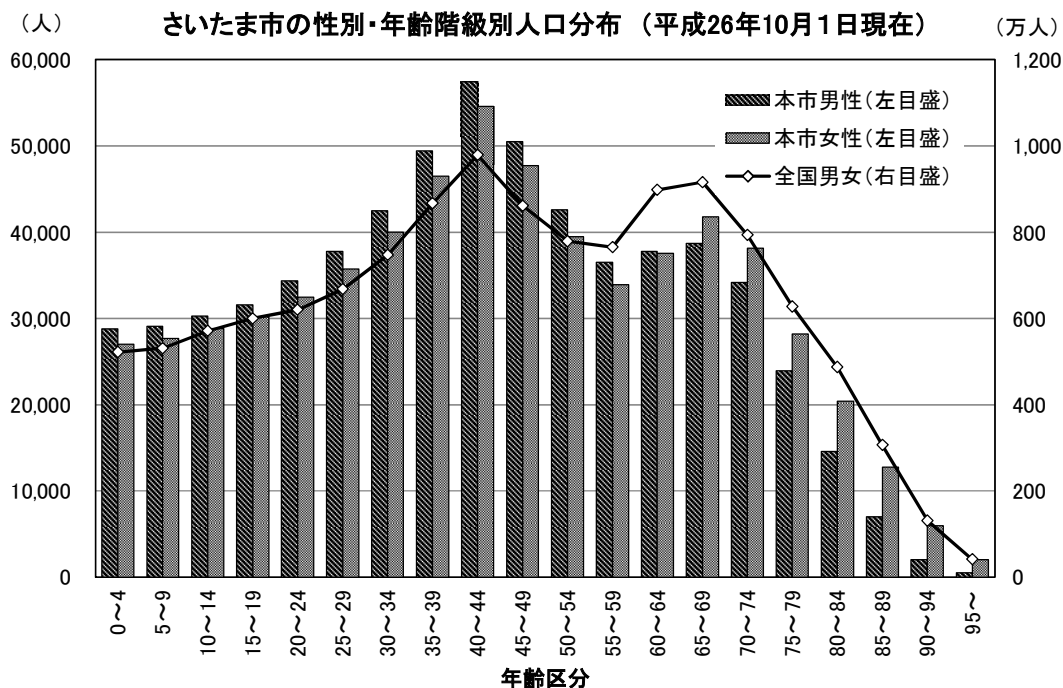
要介護3, 4, 5の状態

要介護度のめやす

要介護度	心身の状態例
要介護3	中程度の介護を要する状態 身の回りの世話や複雑な動作、排泄が自分ひとりではできない。 いくつかの問題行動や理解力の低下がみられることがある。
要介護4	重度の介護を要する状態 身の回りの世話、複雑な動作、移動することが自分ひとりではできず、排泄がほとんどできない。 多くの問題行動や理解力の低下がみられることがある。
要介護5	最重度の介護を要する状態 身の回りの世話や複雑な動作、移動、排泄や食事がほとんどできず、 多くの問題行動や理解力の低下がみられることがある。

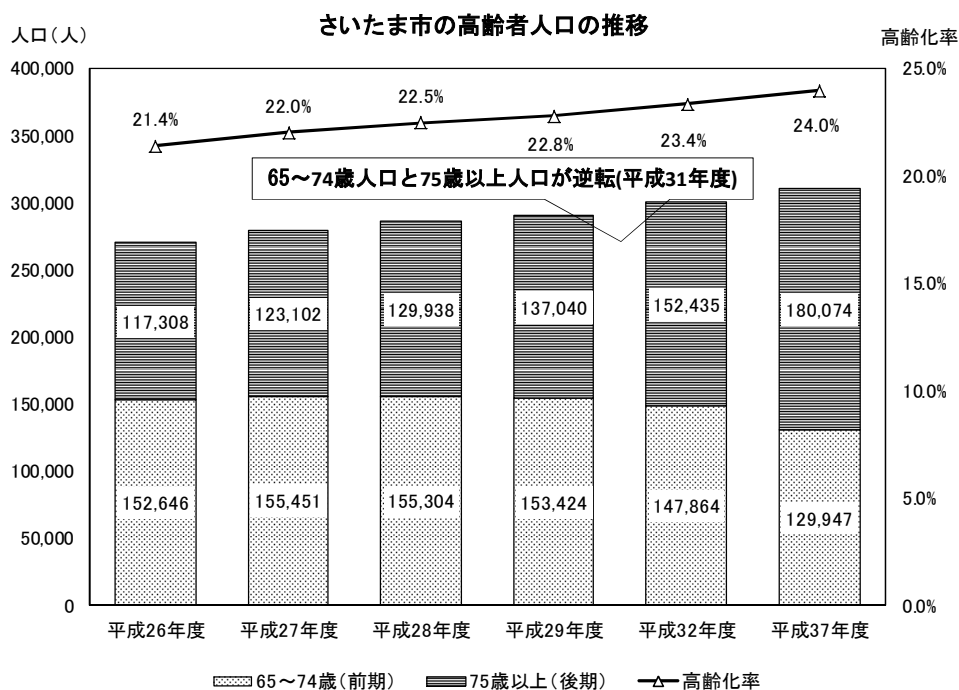
4

事業と取り巻く状況(1)



5

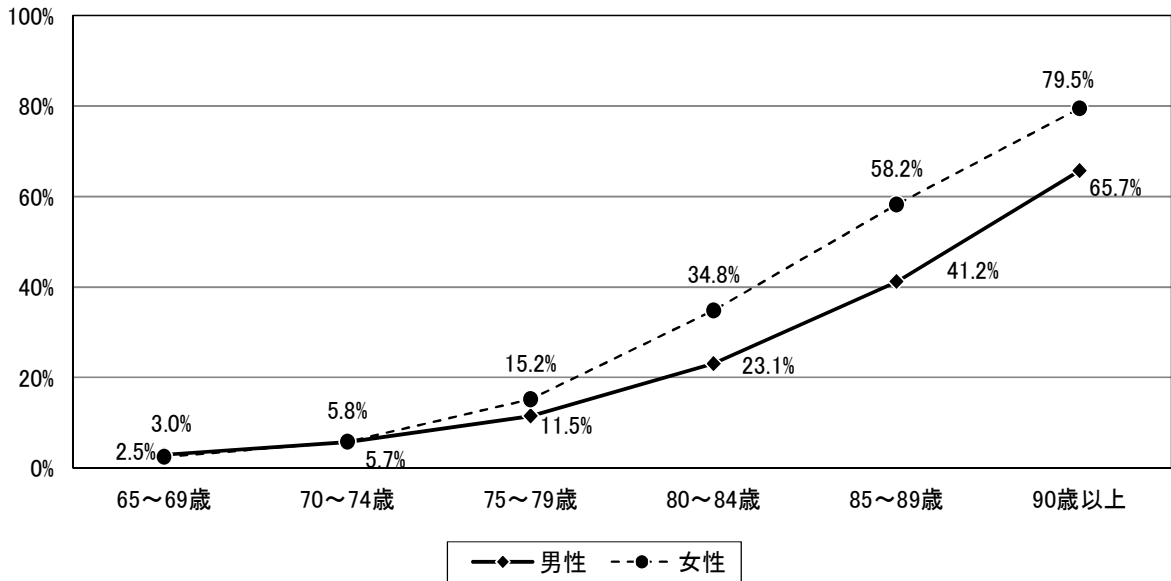
事業を取り巻く状況(2)



6

事業を取り巻く状況(3)

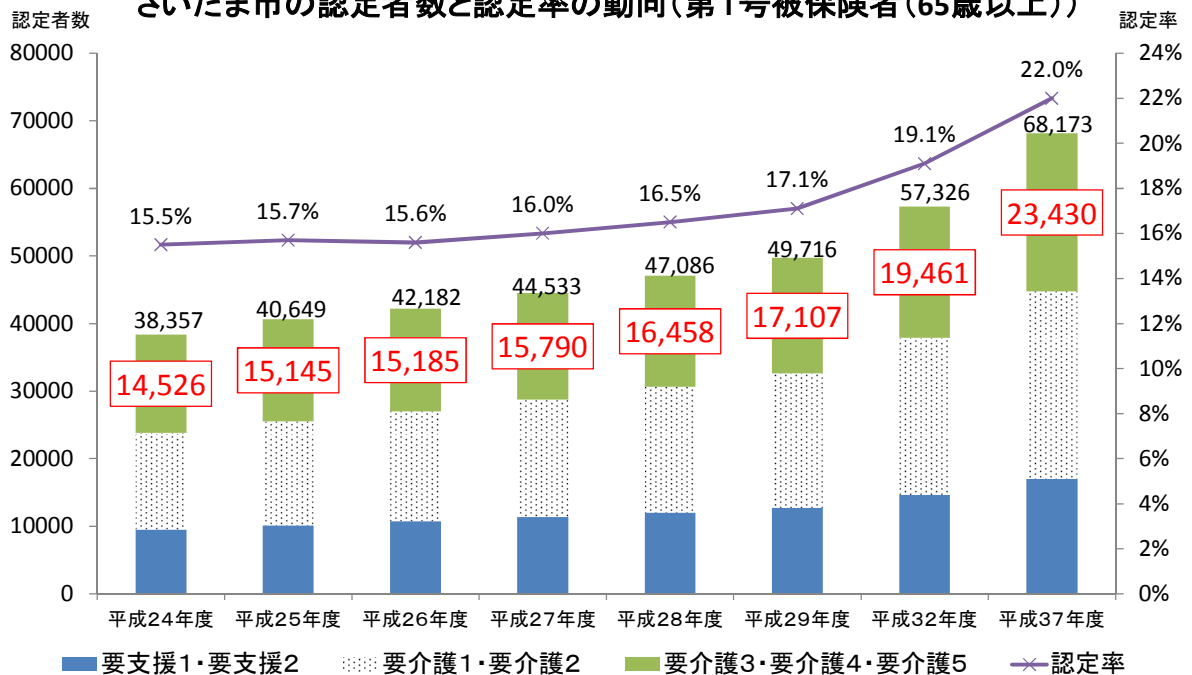
さいたま市の性別、年齢階級別認定率の状況



7

事業を取り巻く状況(4)

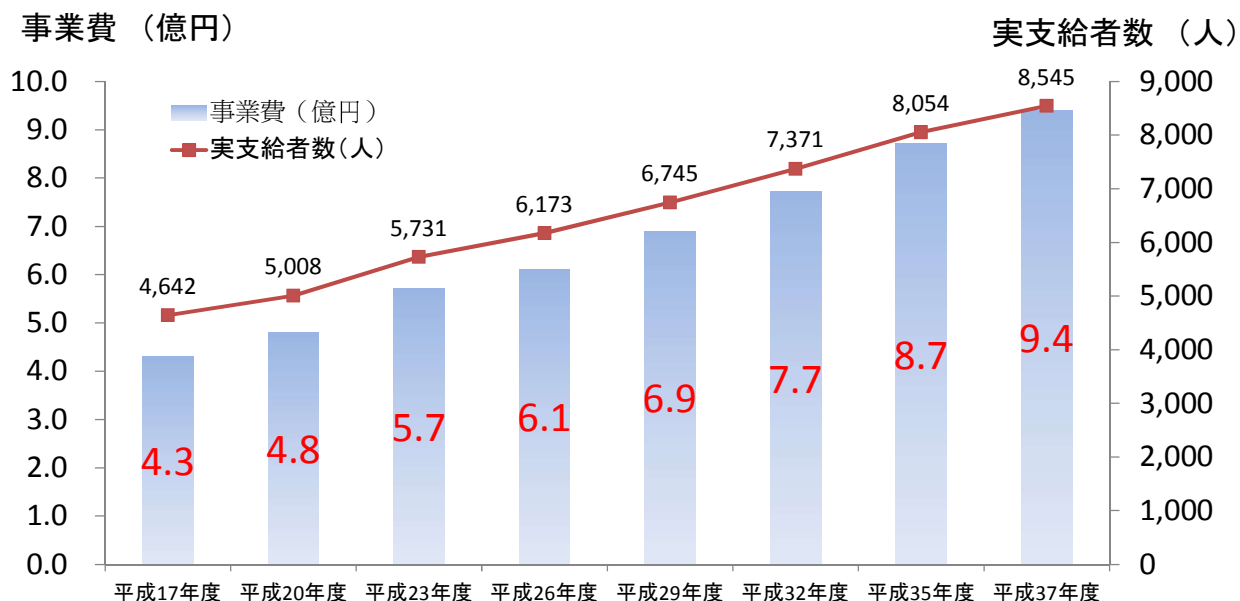
さいたま市の認定者数と認定率の動向(第1号被保険者(65歳以上))



8

事業費及び支給者数の推移

平成17年度～平成37年度(平成29年度以降は推計)



9

現状の課題等

一般に75歳以上の後期高齢者では要支援、要介護認定率が高まる傾向にあり、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年(平成37年)に向け、医療や介護のニーズが大幅に増加することが予想されます。

重度要介護高齢者手当支給事業を現行制度の下で継続した場合、支給対象者の増加により、大きな財政負担となることが予想されます。

10

他市の状況

現在、政令指定都市では本市及び新潟市以外では実施していません。

《参考》新潟市 介護サービス利用支援給付

対象者 市内に住所を有し、要介護3以上かつ保険料段階区分第3段階以下をみたす65歳以上の高齢者と同居し、介護している方。ただし、高齢者が月20日以上在宅の場合に支給。

支給額 月額 8,000円

また、埼玉県内では、40市中、本市を含めて31市が同様に事業を実施中です。ただし支給額については、月額5,000円としている自治体が15市で最も多くなっています。

《参考》埼玉県内の人口20万以上の都市で実施している自治体

川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市